成年年齢引下げと高校生に対する金融経済教育

法政大学大学院政策創造研究科准教授 (公財)消費者教育支援センター理事・首席主任研究員 **柿 野 成 美**



~要旨~

民法改正により一人で契約できる年齢が18歳となったことから、消費者被害の拡大防止を目指して高等学校学習指導要領での学習内容の充実、関係省庁による若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムが実施された。さらに2024年には国家戦略として金融経済教育推進機構が発足し、我が国の消費者教育・金融経済教育は大きな転換点を迎えている。

本稿では、「時間がない」という現場の課題に対し、消費者教育・金融経済教育を効果的に実施する上で両教育の関係性を明確にすることが重要であるとの認識から、両教育の定義や連携の在り方について歴史的経緯を含めて整理し、両教育が不可分であることを確認した。

さらに、成年年齢引き下げに対する高校生の意識から、被害防止を強調するだけでなく、大人になることへの前向きな気持ちを持たせた生活設計の工夫や、持続可能な社会の創り手につながる金融経済教育の在り方をさらに検討し、関連教育を一体的に推進する必要があることを指摘した。

1 はじめに

2022年4月、成年年齢引き下げを定めた改正 民法(2018年6月成立)が施行された。高校3 年生の誕生日を迎えた者から「成人」であり、 一人で契約ができる責任ある主体として未成年 者保護の対象から外れることとなった。

これを受けて関係省庁は2018年2月に「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)を開始し、全国で「社会への扉」を活用した授業を求めると共に、文部科学省は2019年3月に高等学校第1学年、第2学年のうちに家庭科の消費生活に関わる内容を履修することを定める「高等学校学

習指導要領における家庭科の履修学年に関する 改正について(通知)」を行うなど学習機会の確 保に努めた。

『令和6年版消費者白書』には、成年年齢引き下げ前後(2021年度から2023年度)の18・19歳の消費生活相談件数が掲載されている。生活環境が変化する「4-6月期」には相談が増加したものの、成年年齢引き下げ後に相談件数の大幅な変化は見られなかったという¹⁾(消費者庁,2024,p.30)。これは政府による被害防止に向けた対策が「功を奏した」ということもできる。しかし実際のところ、相談件数の推移だけで18歳成人に向けた消費者教育を評価していいのかという疑問が残る。

また、成年年齢引き下げの時期である 2022 年 4月は、10年に一度改訂される高等学校学習指 導要領(平成30年告示)が施行される時期でも あった。今回の学習指導要領改訂では特に、高 等学校の公民科及び家庭科において「金融教育 必修化」とメディア等でも「センセーショナル な報道」(西村, 2023, p.43) として取り上げら れた。高等学校家庭科については、これまで行っ てきた家計管理や生活設計等の項目に新たに債 券、投資信託、資産形成の視点が追加され内容 が充実したものである。これまでも金融や経済 に関する内容は公民科、家庭科の中で扱われて きたのになぜ今、必修化と捉えられたか。この 点について、塙(2024)は「成年年齢引き下げ に伴う教育現場への要請と期待の高まりによる もの」と解釈し、多くの教員は「新たな項目追加」 と捉え、「金融教育必修化」をプレッシャーに感 じていると指摘する(塙, 2024, pp.29-30)。

さらに学校現場の実態に目を向けてみると、高等学校教員(公民科及び家庭科)は授業時数の確保状況について75%が「足りない」と回答している(金融経済教育を推進する研究会,2023)。前回調査(2014年)と比較するとその割合は増加しているという(家森,2024,p.7)。この調査で「『金融経済教育』は、消費者教育において実施されている金融経済教育を含めます」として教員に回答を求めており、両教育を一体的に捉えたときに時間数が足りないとするならば、限られた授業時間数で両教育を教員自身がどのように捉え、進めていけばいいのかという課題が残る。

今後、2024年4月に発足した金融経済教育推進機構の本格稼働を8月に控え、日本弁護士連合会からの意見書²⁾にもみられる「投資教育への偏重」への危惧も含め、成年年齢引き下げ後の高校生の金融経済教育を消費者教育との関連

で検討することが喫緊の課題と言えよう。

そこで本稿では、消費者教育との関係性を歴 史的な経緯や定義等から整理し、金融経済教育 との連携の視点について検討する。さらにこの 関係性を踏まえた上で、成年年齢引き下げ後の 高等学校の金融経済教育の在り方について検討 することを目的とする。

2 成年年齢引き下げで注目された消費者教育と金融経済教育

成年年齢引き下げを契機に、改めて注目され た消費者教育ならびに金融経済教育ではあるが、 そもそもどのような関係性にあるのだろうか。

現在、消費者教育は2012年成立した「消費者 教育の推進に関する法律 | (以下、消費者教育推 進法)において、「消費者の自立を支援するため に行われる消費生活に関する教育(消費者が主 体的に消費者市民社会の形成に参画することの 重要性について理解及び関心を深めるための教 育を含む。)及びこれに準じる啓発活動」(下線 は筆者)と定義されるものである(消費者教育 推進法第2条)。ここで「消費者市民社会」とは、 「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の 多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に 関する行動が現在及び将来の世代にわたって内 外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし 得るものであることを自覚して、公正かつ持続 可能な社会の形成に積極的に参画する社会」を いう (第2条第2項)。気候変動や貧困の格差拡 大等、SDGs (持続可能な開発目標) で示される 社会課題に対して、自らの行動によって公正で 持続可能な社会の実現につなげる消費者の責任 ある行動への期待を、目指すべき消費者像とし て法律に位置付けたものである。つまり消費者 教育で育成する「自立した消費者」とは、「合理 的意思決定ができ、被害に遭わない消費者」で

あると共に、「社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者」(消費者教育の推進に関する基本的な方針, p.7)であり、自分自身に向かうベクトルと、将来世代・社会経済情勢・地球環境に向かうベクトルの両方に向いているという特徴がある。

一方、金融経済教育はどうか。2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が可決・成立したことによって、「金融サービスの提供に関する法律」が改正され、名称変更された「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に金融経済教育推進機構が創設されることが定められた。同法86条では、金

融経済教育を「適切な金融サービスの利用等に 資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び 指導」(下線は筆者)と定義しており、先に述べ た消費者教育の定義と比較すると金融サービス の利用に焦点化された内容になっている。

また、2024年3月には「国民の安定的な資産 形成の支援に関する施策の総合的な推進に関す る基本的な方針」が閣議決定され(図表1)、そ こでは両教育の連携について項目が立てられ、 両教育が不可分な関係にあることが示されてい る。

図表 1 「国民の安定的な資産形成の支援に関する 施策の総合的な推進に関する基本的な方針」にみる消費者教育との連携

- Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策
- 3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進
- (5) 金融リテラシーの向上における消費者教育との連携

金融経済教育を推進するに当たっては、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくとともに、 健全で質の高い金融商品や家計金融資産の有効活用により、公正で持続可能な社会の実現に貢献する観点から、金融リテラシーの向上を図ることが重要である。このため、消費者教育の推進に関する法律(平成 24 年法律第 61 号)や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 6 月 28 日閣議決定)に基づく消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性を理解することを推進していく。

(出所)「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」令和6年3月15日閣議決定

図表2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」にみる金融経済教育との連携

- Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向
- 4 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進
- (1) 金融経済教育

金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシー(金融に関する知識・判断力)の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにある。

I T技術の進化により、キャッシュレス決済や暗号資産といった新たな金融サービスが生まれる中、国民一人一人が、金融リテラシーを身に付けるためには、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けること、保険商品、ローン商品、資産形成商品といった金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動についての着眼点等の習得、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性を理解することが重要である。

これらの金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要である。

(出所)「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定、令和5年3月28日変更)

3 消費者教育と金融経済教育の成り立ち

(1)金融経済教育は「金融に関する消費者教育」から

図表3は消費者教育と金融経済教育の成り立 ちについて概略をまとめたものである³⁾。

消費者教育の始まりは1958年に日本生産性本部に設置された「消費者教育室」、それ以前(戦前)の消費組合運動に遡る必要があるが(西村,2017,p.23)、ここでは学習指導要領(令和元年改訂)での内容充実を受け、当時の文部省と経済企画庁が1990年に財団法人消費者教育支援センターを設立したところから記述している。2000年に開催された同センター10周年記念のシンポジウムでは、「消費者・経済教育国際セミナー2000」として米国の経済教育専門家と消費者教育専門家を招聘してワークショップが実施され、『消費者・経済教育のニューフロンティア』4)

が出版された。

同じ時期に、金融審議会答申「21世紀を支え る金融の新しい枠組みについて」において、「金 融に関する消費者教育の必要性」が明示され、 金融庁における金融経済教育がスタートした 5)。 その翌年、貯蓄広報中央委員会は金融広報中央 委員会に名称変更し、金融広報中央委員会では 2002年に「金融に関する消費者教育の推進に当 たっての指針」を公表している。日本版金融ビッ クバンを受けて、消費者には新しい金融取引・ 商品選択肢が増えた一方で、リスクへの対応が 求められたことから、「消費者に対して必要な情 報を提供し、消費者の自主的な選択能力を高め ていくこと」が必要とされた(金融広報中央委 員会, 2002)。ここから、金融経済教育は「金融 に関する消費者教育」として消費者教育の一分 野として位置づけられていると言えよう。

図表3 消費者教育と金融経済教育のこれまで (概略)

			1
	消費者教育		金融経済教育
1988	経済企画庁国民生活審議会「消費者教育の推進について」報告 書、消費者教育の専門機関の必要性を提言		
1989	学習指導要領 (平成元年改訂) において、消費者教育の内容が充 実		
1990	財団法人消費者教育支援センター設立(所管法人:文部省、経済 企画庁)		
2000	財団法人消費者教育支援センター設立10周年記念行事「消費者・経済教育国際セミナー2000」	2000	金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
		2001	貯蓄広報中央委員会から金融広報中央委員会へ名称変更
		2002	金広委「金融に関する消費者教育の推進に当たっての指針」 公表
2004	消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を基本理念とした「消費 者基本法」(消費者保護基本法改正)の成立		
		2005	金広委「金融教育ガイドブックー学校における実践事例集」 公表 (金融教育元年) 金融庁 金融経済教育懇談会 論点整理
		2007	金広委「金融教育プログラムー社会の中で生きる力を育む授 業とは一」公表
2012	「消費者教育の推進に関する法律」8月成立、同年12月施行	2012	金融庁 「金融経済教育研究会」設置
2013	消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」公表、「消費者教育 の推進に関する基本的な方針」(基本方針) 閣議決定	2013	金融庁 金融経済教育研究会 報告書公表 金広委「金融経済教育推進会議」設置
		2014	金融経済教育推進会議「金融リテラシーマップ」公表
		2016	金広委「金融教育プログラムー学校における金融教育の年齢 層別目標」(2021年改訂)公表
2018	民法改正の成立、高等学校学習指導要領告示、第2期基本方針閣 議決定		
2022	18歳成人スタート、高等学校で新学習指導要領施行、消費者教	対育・金融	・経済教育の充実(高等学校家庭科に資産形成の記述が追加)
2023	第3期基本方針閣議決定	2023	「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」 (金融サービス法改正)成立(II月)
		2024	「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」閣議決定(3月)、金融経済教育推進機構(4月発足、8月本格稼働)

(出所) 筆者作成

(2) 消費者教育推進法の成立と2つの"マップ"

金融経済教育開始から約10年後の2012年、 消費者教育の推進に関する法律が議員立法で成 立し、消費者教育は国及び地方公共団体の責務 として、全国的に展開されるようになった。消 費者教育の4つの重点項目が示され、その内容 は「消費者教育の体系イメージマップ」として 公表された(図表4)。4つの重点項目には「消 費者市民社会の構築」「商品等の安全」「生活の 管理と契約」「情報とメディア」があり、中でも 金融経済教育に関する内容は、「生活の管理と契 約」において「トラブル対応能力」「選択し、契 約することへの理解と考える態度」「生活を設計・ 管理する能力 | として位置付けられている。消 費者教育の体系イメージマップは、幼児期、小 学生期、中学生期、高校生期、成人一般(特に 若者、成人一般、特に高齢者)の発達段階別に 分けられており、各期において身に付けたい力 が明示されている。

図表 4 消費者教育の体系イメージマップ

消費が持つ影響力の理解	
持続可能な消費の実践	
消費者の参画・協働	
商品安全の理解と危険を回避する能力	
トラブル対応能力	
1 7 7 7 7 7 7 1 1 CHE 7 3	
選択し、契約することへの理解と考える態度	
生活を設計・管理する能力	
情報の収集・処理・発信能力	
情報社会のルールや情報モラルの理解	
消費生活情報に対する批判的思考力	

(出所)消費者庁資料をもとに筆者作成

この翌年、金融庁金融研究センターに設置された「金融経済教育研究会」において、金融経済教育は「国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくこと」(下線

は筆者)と定義された(金融経済教育研究会報告書,2013,p.3)。また金融広報中央委員会を事務局とする金融経済教育推進会議によって「金融リテラシー・マップ」(「最低限身に付けるべき金融リテラシー(お金の知恵・判断力)」の項目別・年齢層別スタンダード)が示された(図表5)。

この内容は、金融経済教育研究会の報告書で示された「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」を年齢層別に示したものであり、形式上は消費者教育の体系イメージマップ「生活の管理と契約」を詳細に示したものと理解することができる。図表4と図表5で大きく異なる点は、「外部知見の適切な活用」である。消費者教育の体系イメージマップでは、被害に遭った「事後の」相談については触れているが、金融リテラシー・マップでは金融商品の複雑性を踏まえ、金融商品の利用の是非を判断するための相談を「事前に」行う中立的な機関・専門家の活用を位置付けている点が大きな特徴と言えよう。

図表5 金融リテラシー・マップ

家計管理					
生活設計					
	金融取引の基本としての要素				
今頭切迹なび今頭紋文束はの理解と	金融分野共通				
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	保険商品				
週切み並煕問品の利用選択	ローン・クレジット				
	資産形成商品				
外部知見の適切な活用					

(出所) 金融経済教育推進会議資料をもとに筆者作成

(3) 「金融教育」か、それとも「金融経済教育」か

金融リテラシー・マップの学校教育段階の内容については、2007年に示された「金融教育プログラムー社会の中で生きる力を育む授業とは一」(2016年全面改訂、2023年改訂)を基に推進されている(図表6)。その理由として、高校生以下の「マップ」と『金融教育プログラム』の「年齢層別目標」の内容が整合的になってい

ることや、『金融教育プログラム』が実践事例等 を含めて既に教育現場に定着していることが理 由として挙げられている。

金融教育とは「お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会の在り方について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に判断し行動できる態度を養う教育」(下線は筆者)である(金融広報中央委員会,2023,p.3)。消費者教育の体系イメージマップとの相違点を見ると、「金融や経済の仕組みに関する分野」「キャリア教育に関する分野」が明示的になっている。学校教育では学習指導要領による教科の枠組みがあり、現場の実践をベースに考えた形となろう。今後、学校教育において教育を進めていくに当たり、これまで通り「金融教育」なのか、あるいは「金融経済教育」とするのか今後の動向に注目したい。

図表6 金融教育プログラム

	資金管理と意思決定
生活設計・家計管理に関する分野	貯蓄の意義と資産運用
	生活設計
	事故・災害・病気などへの備え
	お金や金融の働き
	経済把握
金融や経済の仕組みに関する分野	経済変動と経済政策
	経済社会の諸課題
消費生活・金融トラブルに関する分野	自立した消費者
	金融トラブル・多重債務
	働く意義と職業選択
キャリア教育に関する分野	生きる意欲と活力
	社会への感謝と貢献

(出所) 金融広報中央委員会資料をもとに筆者作成

4 成年年齢引き下げによる当事者の実態と 指導の在り方

本論の最後に、主題である成年年齢の引き下 げに話を戻そう。

成年年齢引き下げの是非を議論した法制審議会民法成年年齢部会『民法の成年年齢の引下げについての最終報告書』(2009)によると、成年

年齢引き下げの意義について、18歳をもって「大人」として扱うことは「将来の国づくりの中心となる若年者に対する期待」として述べられている。早期に社会参加を促すことで、「これらの者に早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者のみならず、その上の世代も含む若年者の『大人』としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらす」とし、活力ある我が国の将来のために必要なこととされた(法制審議会、2009、pp.7-8)。

日本財団 (2024) によると、日本の 18 歳は「自分は大人だと思う」 (49.6%)、「自分の行動で国や社会を変えられると思う」 (45.8%) 等の回答が比較対象 6 か国の若者と比べていずれも最下位であり、他国の若者より日本の若者の自己肯定感や自己効力感が低い実態にある 6)。このような若者を「大人」として責任を伴った体験をさせ、被害に遭うリスクを負わせても良いのだろうかという疑問は今も残る。

では、成年年齢の引き下げの直前期に、当時の高校生はどのような意識を持っていたのだろうか。図表7は、(公財)消費者教育支援センターと(公財)生命保険文化センターが実施した『高校生の消費生活と生活設計に関する調査』⁷⁾の中で、成年年齢の引き下げに対する考え方に関する回答結果である。男子では「特に何も思わない」が最も多く約4割、女子では「消費者被害にあうかもしれないと不安に感じる」が最も多く約3割強の回答があった。

7つの質問項目を「ポジティブ回答群」、「ネガティブ回答群」、「混合群」、「無関心群」の4つに分類し、傾向を分析した結果、「ネガティブ回答群」と「無関心群」がそれぞれ約3分の1となり、ポジティブに捉えている高校生は1割

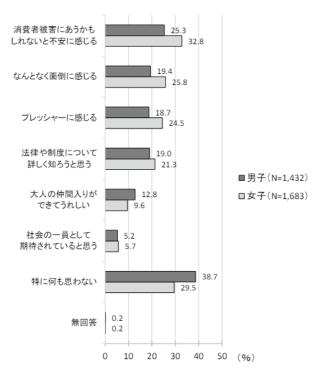
程度にとどまった。

このような成年年齢引き下げの考え方の傾向と、消費生活や生活設計に関する意識や価値観を分析した庄司他(2023)は、思い描くことができる将来について、「ポジティブ群」及び「混合群」の方がより先の将来について思い描くことができる割合が高く、「ネガティブ群」「無関心群」は全く想像できないとする割合が有意に高い傾向にあることを明らかにした。

また、これまでの学習経験⁸⁾との関係では「混

合群」の学習経験が高かったが、次に「ネガティブ群」が成年年齢引き下げを除く全ての項目で高かったことを示し、「ネガティブ群」はプレッシャーや面倒に加えて、騙されてしまう不安をもつ高校生であることから、「『悪質商法被害と対処法』については、学校や家庭で『未成年者取消権』が使えないことや、騙されることによる大変さが強調されがちな指導も影響している」と考察し、「ネガティブな情報のみで消費者被害や対策を学ぶのではなくポジティブな感情や行

図表7 成年年齢引き下げに対する高校生の意識(複数回答)



		人数	割合
A ポジティブ群	④、⑤、⑥のみに回答	421	13.5%
B ネガティブ群	①、②、③ のみに回答	1084	34.7%
C 混合群	ABD 以外	561	18.0%
D 無関心群	⑦のみに回答	1053	33.7%

(出所) 庄司他 (2023) を基に作成

動を持たせる視点から消費生活や生活設計を考える消費者教育を再考する必要がある」と指摘している(庄司他,2023, p.73)

このように成年年齢引き下げへの対応として、 未熟な18歳に責任を負わせることの賛否はある ものの、国を挙げて18歳成人に向けて被害防止 を強調するあまり、将来の国づくりの中心とな る若者たちに、大人になることの期待や社会参 画の意義など、社会の主人公となるための大切 なメッセージが伝わっているのか危惧する。特 に、将来の生活設計については、18歳成人にな ることをポジティブに考えられる方が将来を見 通せる傾向にあることから、この点に配慮した 教材開発や指導方法の開発が求められよう。さ らに今後、樋口(2023)が指摘するように、生 涯の生活設計を観点にした教育課程編成も視野 に入れながら、18歳成人に求められる資質・能 力を明確にし、高校生に必要な消費者教育・金 融経済教育の在り方を再検討する必要があろう。

5 おわりに

以上、本稿では成年年齢引き下げを契機に改めて注目された消費者教育と金融経済教育の関係性について検討し、高校生に対する金融経済教育の在り方について検討を進めてきた。両教育は不可分の関係にあるが、「時間がない」という現場の教員にとっては、今後さらにその連携方法や教育課程編成を視野に入れた検討が必要である。

サステナビリティ時代の金融経済教育において伊藤(2024)は、金融教育と消費者教育の土台としての経済教育を見直し、GDP中心の経済から SDGs を達成するためのウェルビーイング中心の経済への転換が必要だとしている。持続可能な社会の創り手を消費者教育・金融経済教育、さらには主権者教育、環境教育といった関連教

育の連携のもとでいかに育むことができるかの 検討など、残された課題は大きい。今後も関係 者との対話を通じて検討していきたい⁹⁾。

【注】

- 1) 相談内容では、女子に多くみられる「脱毛エステ」 等の美容に関する相談が引き続き多く、また男女 ともに「出会い系サイト・アプリ」に関する相談 が多い傾向が見られた。消費者トラブルとの関連 についての考察は、三原(2023)に詳しい。
- 2) 日本弁護士連合会「金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織及び運営体制の構築を求める意見書」(2023 年 12 月)
- 3) 1952年に設立された貯蓄増強中央委員会(1988年に貯蓄広報中央委員会に名称変更)時代の金銭教育、2001年から金融広報中央委員会に名称変更後の金融教育が非常に重要な役割を果たしてきたが、紙面の都合上、それらの系譜を一部省略している点をご了承いただきたい。
- 4) 消費者教育専門家であるアメリカ消費者教育センター グェン・ライシュバック氏からは、「消費者教育指導法」、「批判的思考と意思決定」の講義に加えて「ファイナンシャル・プランニング」「消費者教育の新しい動き 消費者市民の育成を目指して」がテーマとして扱われていた。https://www.consumer-education.jp/seminar/sym/sym2000.html
- 5) 金融庁金融経済教育懇談会の第1回会合資料(2005年3月)「金融庁における金融経済教育の取組」https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20050303-1/01.pdf
- 6) 日本財団「第62回 国や社会に対する意識(6 カ国調査)」日本・アメリカ・イギリス・中国・韓国・インドの若者各1000人(17~19歳)を対象に2024年2月に調査。
- 7) 本調査は2012年度から全国の高校1年生、2年

生を対象に4年ごとに実施してきた(コロナ禍のため今回調査は5年後)。二段階無作為抽出法によるアンケート調査(郵送調査法)を2021年7月に実施し、回収数は3,125であった。

- 8) 学習内容としては、契約の基礎知識、消費の基礎知識、成年年齢引き下げ、悪質商法の被害と対処法の項目について分析している。
- 9) 公益財団法人消費者教育支援センターは 2024 年6月に「学校における消費者教育・金融経済教育のこれから」をテーマにシンポジウムを開催した。本稿はシンポジウムでの基調講演及びパネルディスカッション、フロアーとの意見交換会から多くの示唆を得て執筆した。この場を借りて、ご参加いただいた皆様に感謝申し上げる。

【参考文献】

伊藤宏一(2024)「サステナビリティ時代の金融経済教育―金融教育と消費者教育の土台としての新しい経済教育」『季刊個人金融』,2024春,pp.11-20 柿野成美(2013)「日本の大学生に求められる金融教育の課題―日米調査の分析を中心に―」『消費者教育』,33号,pp.49-58

柿野成美(2019)『消費者教育の未来―分断を乗り越 える実践コミュニティの可能性―』法政大学出版局 金融経済教育を推進する研究会(2023)『高等学校 (教員・生徒)における金融経済教育の実態調査 報告書』

金融広報中央委員会(2002)『金融に関する消費者 教育の推進に当たっての指針』

金融広報中央委員会(2023)『金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 』

金融庁金融研究センター(2013)『金融経済教育研 究会報告書』

庄司佳子・小林知子・奥西麻衣子・河原佑香・柿 野成美(2023)「18歳成人に求められる消費者教 育の在り方について-2021年度「高校生の消費 生活と生活設計に関する調査」結果から - 」『消費者教育』,43号,pp.65-75

財団法人消費者教育支援センター(2001)『消費者・ 経済教育のニューフロンティア』

消費者庁(2024)『令和6年版 消費者白書』

法制審議会民法成年年齢部会(2009)『民法の成年 年齢の引下げについての最終報告書』

三原文乃(2023)「若者のお金に関するトラブルの 現状と消費者教育・金融経済教育の課題」『季刊 個人金融』,2023 春,pp.65-75

西村隆男(2023)「学校教育における金融経済教育 の可能性」『季刊 個人金融』,2023 春,pp.43-54

西村隆男編著(2017)『消費者教育学の地平』慶應 義塾大学出版会

塙枝里子(2024)「高等学校における金融経済教育の実態と実践事例―多忙化する教育現場からー」 『季刊 個人金融』,2024 春,pp.27-36

樋口雅夫(2023)「生涯の生活設計の観点に基づく 教育課程編成に関する一考察―「18歳成年」に求 められる資質・能力の明確化を通して」『玉川大 学教育学部紀要』第23号,pp.23-43

家森信善(2024)「我が国における金融経済教育の現 状と今後の課題」『季刊 個人金融』,2024 春,pp.2-10

かきの しげみ

法政大学大学院政策創造研究科准教授・公益財団法人消費者教育支援センター理事・首席主任研究員、博士(政策学)、CFP® 認定者

明治大学大学院兼任講師、昭和女子大学大学院非常勤講師、お茶の水女子大学非常勤講師を兼務。

静岡大学教育学部卒業、お茶の水女子大学大学院家政学研究科修了後、1998年より財団法人消費者教育支援センターに勤務。同総括主任研究員、専務理事を経て2022年より現職。同センターに勤務する傍ら2018年に法政大学大学院政策創造研究科博士後期課程を修了。専門は、消費者政策、消費者教育、パーソナルファイナンス。

主な外部委員として、日本消費者教育学会常任理事、消費者庁消費者教育推進会議委員、文部科学省消費者教育推進委員会委員、金融経済教育推進機構運営委員、ESD活動支援センター運営委員、(一財)日本産業協会評議員、(一社)日本エシカル推進協議会理事などを務める。主な著書に『消費者教育の未来―分断を乗り越える実践コミュニティの可能性』(2019)法政大学出版局等がある。